

神奈川県議会議長殿

電話 番号

利用停止請求に係る保有個人情報その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）
※代理人が利用停止請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	☐ 法定代理人 資格を証明する書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ☐ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。） 資格を証明する書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等	１　本人の氏名 ２　本人の住所又は居所 ３　本人の電話番号 ４　本人の状況 ☐ 未成年者（生年月日 年 月 日） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人の委任者
行政文書を管理している課	グループ
備考	

(裏)

備考

- 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 2 郵送で利用停止請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
- 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。
- 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。）を添付してください。
- 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限りです。
- 6 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。